

原子力災害時の広域避難車両受入環境調査業務仕様書

1 業務名

原子力災害時の広域避難車両受入環境調査業務（以下、「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

3 業務の目的

鳥取県広域住民避難計画に定める広域避難先（鳥取県中部・東部市町）の避難施設（以下、「広域避難先施設」という。）のグラウンド等における自家用車の駐車可能台数（概数）を算出し、避難先における駐車計画の高度化に係る基礎資料とすることにより、原子力災害時の広域避難計画の更なる実効性向上を図る。

4 業務内容

（1）広域避難先施設における駐車可能台数の算出

別紙1の広域避難先施設（117施設）のグラウンド等について、自家用車の駐車に係るレイアウト図（以下、「レイアウト図」という。）を作成の上、駐車可能台数を算出すること。

ア レイアウト図の作成

- ・レイアウト図は、国土地理院がウェブサイトで公開している空中写真を用いて、出入口、通路、駐車区画等を記載して作成すること。空中写真利用に当たっては国土地理院コンテンツ利用規約を遵守すること。（レイアウト図のイメージは別紙2のとおり）
- ・レイアウト図の作成に当たっては、詳細な現地測量を行わず、空中写真の縮尺や距離（計測機能）等から、実測と乖離がないようにレイアウト図の縮尺を合わせる。
- ・受注者はレイアウト図の作成方法やレイアウトの配置の考え方（車両の動線、駐車区画や通路等）について、事前に発注者に説明・協議すること。

イ 現地踏査及び写真記録

- ・レイアウト図の作成に当たっては、出入口、通路、敷地内の物理的障害の存在や敷地の境界等の状況を確認するため、現地踏査すること。
また、現地踏査の際は、敷地全景、出入口、通路、境界等の記録写真を撮影し、発注者への説明や報告用の資料とすること。
- ・現地踏査の実施に当たっては、受注者が施設管理者との日程調整や了解を得ることとし、調整の詳細は発注者と協議すること。

ウ 駐車可能台数の算出

- ・広域避難先施設ごとのレイアウト図を元に、駐車可能台数を算出すること。

（2）業務報告書の作成

対象の広域避難先施設ごとに、駐車場所（敷地）の名称、出入口、駐車可能台数、敷地内の留意箇所等を記載した一覧表、レイアウト図、現地写真等を取りまとめた業務報告書を作成すること。

5 成果品

（1）本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとし、発注者の検査を受けること。

- ①業務報告書 1部
- ②業務報告書の電子データ（PDF形式）1式

(2) 納品場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地
鳥取県危機管理部原子力安全対策課

6 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、業務開始に当たり、契約締結後すみやかに業務計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、業務を開始するものとする。
- (2) 業務計画書には、次の項目について記載又は添付するものとする。
 - ア 業務工程（作業項目、作業期間等を記載したもの）
 - イ 担当者及び実施体制表
 - ウ その他、必要な項目

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 資料の提供

- (1) 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、発注者が提供可能な資料等については、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- (4) 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

9 打合せ協議

本業務の円滑かつ適正な遂行のため、業務開始時等、4の業務の実施に必要な事項等について、打合せ協議を行うものとする。

また、受注者は打合せの都度、打合せ議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

10 調査及び追完請求権

- (1) 本業務の遂行に当たり、発注者は必要があると認めるときは、本業務の遂行状況を調査し確認し、又は報告を求めることができる。この場合において、発注者は、受注者に対し、本業務の遂行の方法について指示することができる。
- (2) 本業務の成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が契約書及び本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (3) (2)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (4) (2)及び(3)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

11 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用すると

きは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

12 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 守秘事項等

- (1) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

14 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

15 業務完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに業務報告書を発注者に提出し、発注者の検査に合格すること。

16 委託料の支払

- (1) 受注者は、15の業務完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

17 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

18 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（双方協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

19 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

原子力災害時の広域避難先における避難車両受入れ環境調査 対象施設

No.	市町名	所在地	施設名	備考
1	鳥取市	吉方温泉1丁目131	日進小学校	
2	鳥取市	立川町5-339	修立小学校	
3	鳥取市	行徳1丁目201-3	明徳小学校	
4	鳥取市	西品治134	富桑小学校	
5	鳥取市	田園町4丁目324	城北小学校	
6	鳥取市	興南町91	鳥取市立南中学校	
7	鳥取市	吉成1丁目10-25	美保小学校	
8	鳥取市	卯垣2丁目657	稲葉山小学校	
9	鳥取市	立川町6丁目164	鳥取市立東中学校	
10	鳥取市	立川町7丁目110	岩倉小学校	
11	鳥取市	宮長200-1	美保南小学校	
12	鳥取市	東町2丁目201	久松小学校	
13	鳥取市	立川町5丁目210	鳥取東高等学校	第1グラウンド
14	鳥取市	寿町907	鳥取市立西中学校	
15	鳥取市	本町1丁目108-1	遷喬小学校	
16	鳥取市	西町5丁目353	醇風小学校	
17	鳥取市	東町3丁目371-1	鳥取市立北中学校	
18	鳥取市	雲山42	面影小学校	
19	鳥取市	桜谷227	桜ヶ丘中学校	
20	鳥取市	八坂54-1	倉田小学校	
21	鳥取市	倭文65	(旧)江山中学校	
22	鳥取市	竹生64	江山学園	
23	鳥取市	古海291-3	大正小学校	
24	鳥取市	篠坂6-1	東郷小学校	
25	鳥取市	六反田1-5	湖南学園	
26	鳥取市	吉岡温泉町789-1	(旧)湖南中学校	
27	鳥取市	中砂見936	(旧)神戸小学校	
28	鳥取市	徳尾108-1	高草中学校	
29	鳥取市	徳尾407	世紀小学校	
30	鳥取市	松上159	明治小学校	
31	鳥取市	湖山町北2丁目401	鳥取商業高等学校	第1グラウンド
32	鳥取市	賀露町778	賀露小学校	
33	鳥取市	賀露町南5丁目1718-3	海洋の家体育館	
34	鳥取市	湖山町南1丁目656	湖山小学校	
35	鳥取市	湖山町北3丁目250	鳥取湖陵高等学校	第1グラウンド
36	鳥取市	湖山町南3丁目848	鳥取緑風高等学校	グラウンド
37	鳥取市	湖山町北6丁目323	湖東中学校	
38	鳥取市	伏野2256-61	末恒小学校	
39	鳥取市	浜坂1丁目14-1	浜坂小学校	
40	鳥取市	生山111	鳥取工業高等学校	グラウンド、野球場
41	鳥取市	桂木238-1	津ノ井小学校	
42	鳥取市	浜坂東1丁目22-17	中ノ郷中学校	
43	鳥取市	古郡家75-1	米里小学校	
44	鳥取市	若葉台南2丁目17-1	若葉台小学校	
45	鳥取市	国府町谷3	国府東小学校	
46	鳥取市	円護寺268	中ノ郷小学校	
47	鳥取市	福部町高江485-3	福部未来学園中学校体育館	
48	鳥取市	国府町宮下26	宮ノ下小学校	
49	鳥取市	河原町渡一木179-1	河原第一小学校	
50	鳥取市	国府町町屋720	国府中学校	
51	鳥取市	河原町曳田298	河原中学校	
52	鳥取市	気高町宝木989	宝木小学校	
53	鳥取市	気高町下坂本48	瑞穂小学校	
54	鳥取市	気高町山宮369番地2	逢坂小学校	
55	鳥取市	気高町八幡382番地3	浜村小学校	
56	鳥取市	鹿野町鹿野2888	鹿野学園流沙川学舎	
57	鳥取市	青谷町青谷2912	青谷高等学校	第1グラウンド
58	倉吉市	宮川町2丁目76	倉吉東中学校	
59	倉吉市	上灘町136	上灘小学校	
60	倉吉市	西倉吉町170	倉吉西中学校	
61	倉吉市	秋喜20	倉吉西高等学校	ソフトボール場、野球場、サッカー場
62	倉吉市	福山30	(旧)上小鴨小学校	
63	倉吉市	大谷166	倉吉農業高等学校	グラウンド
64	倉吉市	上福田722番地2	久米小学校	
65	倉吉市	小田204-5	倉吉総合産業高等学校	第1・2・3グラウンド
66	倉吉市	横田568番地1	久米中学校	
67	倉吉市	尾原500	(旧)灘手小学校	
68	倉吉市	上井430番地	河北中学校	
69	倉吉市	海田西町1丁目130	河北小学校	
70	倉吉市	沢谷204	(旧)北谷小学校	
71	倉吉市	下田中町801	倉吉東高等学校	第1、2グラウンド
72	倉吉市	仲ノ町733	打吹小学校	
73	倉吉市	余戸谷町3059	明倫小学校	
74	倉吉市	中河原775番地1	小鴨小学校	
75	倉吉市	国分寺88	社小学校	
76	倉吉市	長坂新町1231	倉吉養護学校体育館	グラウンド
77	倉吉市	関金町大鳥居25番地1	鴨川中学校	
78	倉吉市	関金町堀2163	(旧)山守小学校	

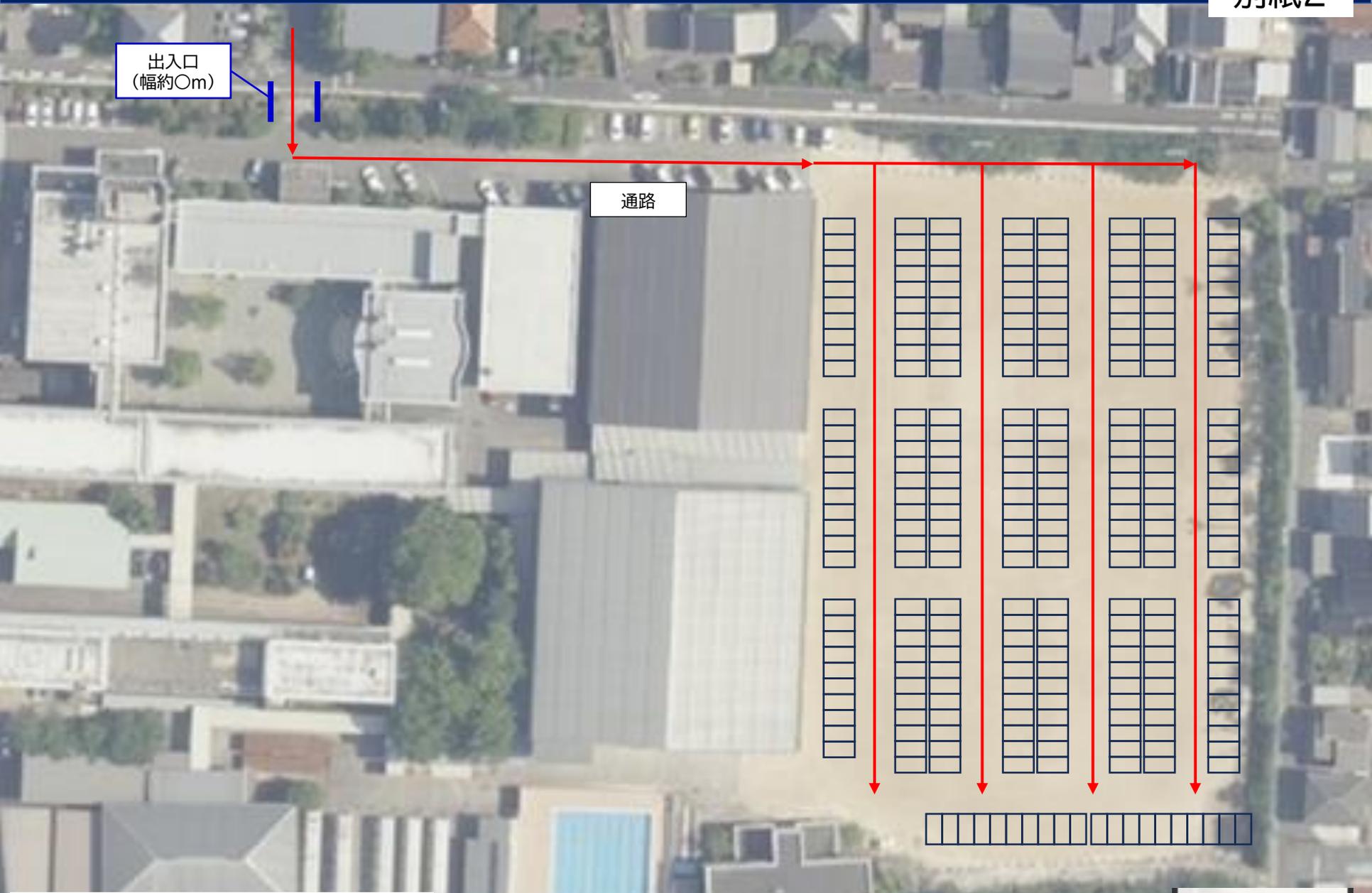
No.	市町名	所在地	施設名	備考
79	倉吉市	関金町関金宿666	関金小学校	
80	倉吉市	新田405番地 1	上北条小学校	
81	倉吉市	下余戸114	西郷小学校	
82	岩美町	浦富2128	岩美北小学校体育館	
83	岩美町	浦富707	岩美中学校体育館	
84	岩美町	浦富708-2	岩美高等学校(体育館)	第1、2グラウンド
85	岩美町	大谷2343	岩美西小学校体育館	
86	岩美町	新井419-2	岩美南小学校	
87	八頭町	郡家541	郡家西小学校体育館	
88	八頭町	郡家296	八頭中学校体育館	
89	八頭町	北山211	(旧)丹比小学校	
90	八頭町	富枝6-1	八東小学校(旧八東中学校)	
91	八頭町	久能寺725	八頭高等学校	第1、3グラウンド、野球場
92	八頭町	坂田11	船岡小学校	
93	三朝町	大瀬1170-1	三朝小学校	
94	三朝町	穴鴨191-2	竹田町民体育館	旧南小学校グラウンド
95	湯梨浜町	はわい長瀬1350	羽合西コミュニティ体育館	
96	湯梨浜町	長江51	湯梨浜中学校	
97	湯梨浜町	はわい長瀬535	羽合小学校	
98	湯梨浜町	南谷536-1	はわいトレーニングセンター(野球場)	
99	湯梨浜町	泊280	泊小学校	
100	湯梨浜町	小鹿谷820	東郷小学校	
101	湯梨浜町	久見110	東郷体育館	
102	琴浦町	八橋705	八橋小学校	
103	琴浦町	下伊勢504-1	浦安小学校	
104	琴浦町	赤碕264番地2	赤碕小学校	
105	琴浦町	佐崎16	船上小学校	
106	琴浦町	篋津437	(旧)安田小学校	
107	琴浦町	宮木239	(旧)以西小学校	
108	琴浦町	赤碕1922-1	赤碕中学校	
109	琴浦町	古長217	(旧)古布庄小学校	
110	琴浦町	徳万236	東伯中学校	
111	琴浦町	鋤529	聖郷小学校	
112	北栄町	国坂680	北条小学校	
113	北栄町	土下100-1	北条中学校	
114	北栄町	由良宿291-1	鳥取中央育英高等学校	グラウンド、ソフトボール場、野球場
115	北栄町	由良宿340	大栄中学校	
116	北栄町	由良宿213	大栄小学校	
117	北栄町	土下112	北条体育館	

鳥取市
岩美町
八頭町
倉吉市
三朝町
湯梨浜町
琴浦町
北栄町

57
5
6
24
2
7
10
6

出入口
(幅約0m)

通路



出典: 国土地理院ウェブサイト
地理院地図Vector(試験公開)を元に〇〇作成

30 m